

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人晃宝会が開設する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所あじさい園宝（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業員者（以下「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防短期入所生活介護にあつては要支援状態）にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定サービス」という。）を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

指定サービスの提供にあたっては、利用者が要介護状態（介護予防短期入所生活介護にあつては要支援状態）になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業実施にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームあじさい園宝
- 二 所在地 奈良市南肘塚町99番1

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

従業者として、常勤の管理者を1名、生活相談員を1名、介護職員及び看護職員を利用人数：職員数＝3：1以上の職員、栄養士（兼務）1名、調理師1名、機能訓練指導員1名を置く。

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

生活相談員は、利用者及び家族等からの苦情や相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、従業者に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

介護職員は、利用者の入浴、排せつ、食事等の介護など利用者の身体能力を最大限活用した援助を行い、看護職員は、医師の指示に基づき利用者の心身等の状況に応じて、利用者の健康管理及び保健衛生管理を行う。

栄養士は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した献立の提供を行う。

調理師は、献立に基づき給食を調理する。

機能訓練指導員は、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持を目的として訓練を行う。

第5条（利用の定員）

利用者の定員は、10名とする。

ユニット数は1ユニット、ユニットごとの入所定員は10名とする。

第6条（事業の内容）

事業の内容は次のとおりとする。

- 一 日常生活上の介護
- 二 食事の提供
- 三 機能訓練
- 四 健康管理
- 五 相談・援助
- 六 送迎

第7条（指定サービスの利用料等）

指定サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスに係る費用として利用料の1割、2割又は3割相当分（法定費用）による額を利用料とする。

当該指定サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険給付額を差し引いた差額分とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 居住に要する費用
- 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用
- 四 事業所より15キロメートルの地域を通常送迎の費用とし、通常の送迎を超えた地点より5キロメートルごとに550円とする。
- 五 理美容代その他、指定サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 事業者は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用改定にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第8条（通常の送迎の実施地域）

通常の送迎の実施地域は15キロメートル以内の範囲を通常送迎の規定とする。送迎実施可能区域として奈良市、大和郡山市、生駒市、天理市、京都府木津川市の区域とする。

第9条（衛生管理等について）

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

2 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

3 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 一 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底いたします。
- 二 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
- 四 一から三までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

第10条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、指定サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は火気の取り扱いに注意しなければならない。
- 二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するにあたっては、従業者の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人に迷惑となる行為をしてはならない。
- 四 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

第11条（緊急時における対応方法）

従業者は、指定サービスの提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに第一連絡先（連絡の取れない場合は第二連絡先以降）、利用者の主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第12条（事故発生時の対応方法）

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、

医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止策に努めその対応について協議することとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

第13条（非常災害対策）

事業者及び従業者は、非常災害においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検を実施する。

3 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者及び利用者等に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。なお、訓練等については、消防団や地域住民の協力を求め、合同で行うよう努める。

第14条（苦情処理）

事業所は、その提供した指定サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとします。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとします。

3 事業所は、提供した指定サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

4 事業所は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとします。

5 事業所は、提供した指定サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとします。

第15条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守しなければならない。

2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じることとする。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合にはあらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

4 事業者は、「個人情報の保護に関する法律」に則し、個人情報を使用する場合は、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表することとする。

5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表することとする。

第16条（虐待防止に向けた体制等）

管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

一 施設は、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

二 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

三 施設の職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、施設の職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

第17条（身体拘束）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

第18条（地域との連携）

管理者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第19条（業務継続計画の策定等について）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期に実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第20条（その他運営についての留意事項）

事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年3回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人晃宝会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年9月15日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年11月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。